

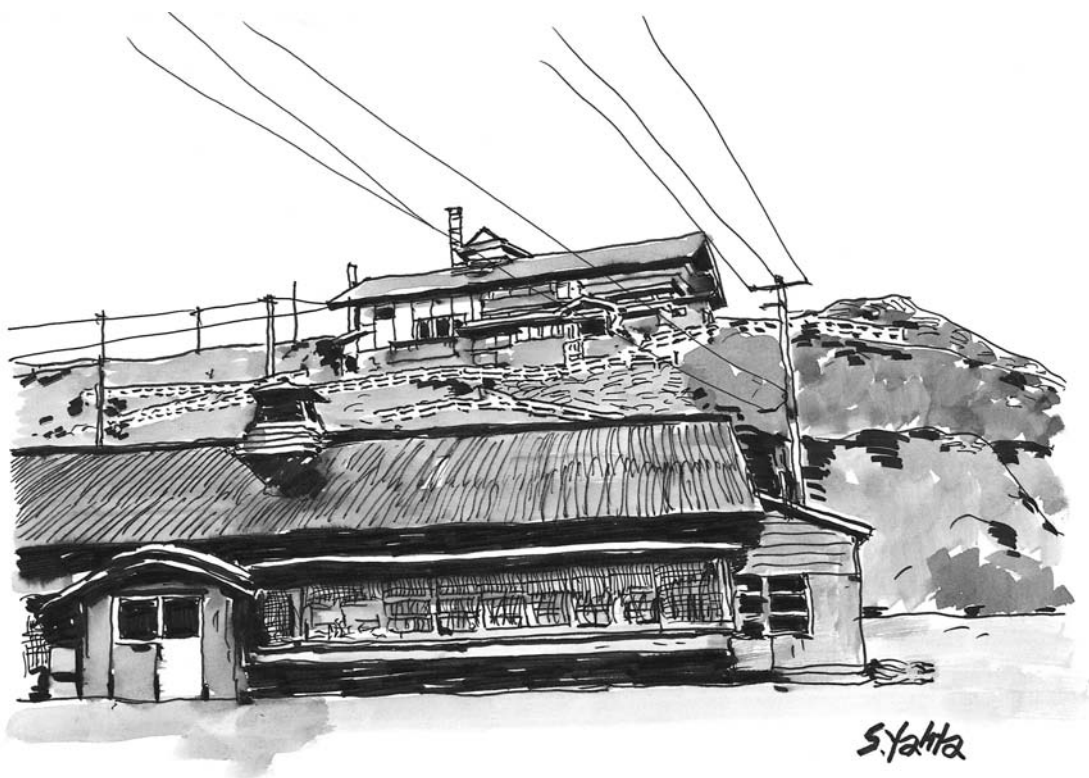
北の暮らし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 広がる放射性物質への不安 … 2
- 道内の24年度以降の相談体制 … 3
- 国センサー元化について …… 4
- 米のトレーサビリティ法 …… 4
- 調査会社の勧誘に注意 …… 5
- くらしの疑問 …… 6、7
- くらしのセミナー等案内 …… 8



ニシン番屋

吹く風が冷たくなり、小樽・祝津の海岸に足を運ぶ人の姿もめっきり減った。もう秋である。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟
TEL (011) 221-0110
FAX (011) 221-4210
<http://www.do-syohi-c.jp/>

NO. 69 9月号



広がる放射性物質への不安 道産品は安全！

東京電力福島原子力発電所の事故により、放射性物質の放出が大変心配されています。先日、放射線の暫定規制値よりも高い牛肉が発見され、調べたところ餌となった稲わらから放射性物質が検出されました。これらのことから米をはじめとする食品への不安が広がっています。道は8月8日、「食の安全・安心セミナー」を開き、道内の土壌や水などは原発事故の影響を受けていないことから、道産の食品は安全であることをあらためて強調しました。

もうすぐ収穫の秋。道産品は安全（写真提供/社団法人北海道農業改良普及協会発行 月刊誌「農家の友」）

講師は道立衛生研究所主査の横山裕之さんと研究職員の神和夫さん。福島原発の事故発生以降、国や道は空間線量率や降下物（雨、ちりなど）、水道水などにおける放射性物質（ヨウ素、セシウム）の調査を実施していますが、事故前の数値と変化が見られず「道内にはほとんど影響がない」としています。

また、水産物（シロサケ、カラフトマス、サンマ、イカナゴ、カキ）に関しても不検出が検出されたとしても基準値を下回る結果、との説明がありました。

「汚染牛肉」については、仮に1年間食べ続けたとしても、食物からの年間平均放射線量の10分の1、年平均全放射線量の40分の1であり、暫定規制値をクリアできれば十分低い数値になりうるとしています。

北海道への放射性物質の飛散はほとんどないことから道産の食品は安全であり、今後は「過度に恐れず、しっかりした知識を持ちましよう」と呼び掛けています。

また、道農政部は放射能に汚染された牛肉の原因が稲わらにあったことを受け、道内における稲わら利用

の実態調査を行いました。それによると肉牛経営715戸中、1戸が東北・関東地方産の稲わらを利用していることが判明。72戸に対し立入調査をした結果、稲わらを利用しているのは52戸（未利用は20戸）で、このうち道産は39戸、外国産は13戸、併用は7戸という結果になりました。道産稲わらの安全性確認のため、放射性ヨウ素と放射性セシウムの検査をしたところ、採取地域（渡島、上川、十勝、オホーツク）ではいずれも不検出でした。

【健康相談窓口】

すでに報道にあったように、放射性物質を含む稲わらを与えられた牛肉が道内でも販売されていました。長期間にわたって食べ続けられない限り、健康に影響があるほどの被ばく量には達しませんが、すでに消費され心配な方は次の相談窓口へご連絡ください。

道保健福祉部健康安全局地域保健・感染症グループ、または食品安全グループ（☎011・204・5261）

市町村支援などを整備

道の24年度以降の相談体制

道の調査によると、平成23年4月1日現在の道内市町村の消費生活相談処理状況において、相談を「おおむね処理できる」としている市町村は145市町村で81・0%、人口カバー率では96・8%に上っています。

これに広域体制を検討中の市町村を含めると全体の約9割を超え、人口カバー率も98・4%となり、23年度中には道内市町村の相談体制はおおむね整備される見込みと見えます。

このため24年4月以降は、道立消費生活センターの市町村バックアップ機能を総合的に強化するとともに、体制整備支援等のために配置している消費生活相談推進員を廃止し、消費者安全法の規定に沿った相談体制をスタートすることとし、現在、その具体的な施策内容の検討が進められています。

バックアップ機能の主なものとしては、処理困難案件等への対応など苦情相談に係わる市町村への支援や

市町村の相談体制整備の状況に応じた研修の実施（道立消費生活センターや地域での基礎、専門研修など）、相談員資格者登録制度の設置など、人材育成に関する支援なども挙げています。

道は今後、地域ごとの市町村説明会を順次開催し、相談体制の方向の確認や施策のあり方などについて意見交換をしていくこととしています。

消費者被害防止ネットワーク

43カ所目は浦河に

消費者被害を未然に防ごうと道内各地で設立されている「消費者被害防止ネットワーク」。7月1日には43カ所目の団体が浦河町に設立されました。日高振興局管内では初。

ネットワークには浦河町をはじめ浦河警察署、浦河消費者協会などが構成団体として参加。地元新聞社である日高報知新聞社の参加が特徴で、紙面を使ってさまざまな情報提

供がなされることになり、心強い味方として歓迎されています。

なお、ネットワーク設立を支援するセミナーを今年度も道内6カ所（松山、留萌地区はすでに終了）で開催する予定。取り組み事例の報告や今後の課題などの意見交換も行います。ネットワーク組織の必要性や

具体的な設立手順も分かりやすく説明しますので、未設置の市町村の方もご参加ください。

- ▽十勝総合振興局（帯広市、10月5日）
- ▽後志総合振興局（倶知安町、10月18日）
- ▽石狩振興局（札幌市、2月7日）
- ▽上川総合振興局（旭川市、未定）

ちびっ子たちで大盛況！ 実験カルチャーナイトと親子教室



親子実験教室



カルチャーナイト

7月15日の夕方から夜にかけて道立消費生活センターの商品テスト室を一般開放したところ、150人の親子連れでにぎわいました。写真右。

札幌市内の文化・公共施設を夜間開放するカルチャーナイト（実行委主催）の一環。親子でマイナス30度の世界を体験したり、着色料などの実験にチャレンジしたり。有意義な夏の一夜を過ごしていました。

また、8月10日には恒例となった親子実験教室が開かれ、15組37人がおやつの着色料や甘さの実験に興味津々の様子でした。写真左。



札幌で開かれた公開シンポ

国民生活センター

消費者庁との一元化で機能は向上するのか？

札幌で公開シンポ

昨年12月、独立行政法人 国民生活センター（国セン）の廃止も含め、事業を見直すことが閣議決定されたことを受け、消費者庁は検討を重ねてきました。さらに地域の声も見直し案に反映させたいとの考えから、名古屋市内に続いて7月31日、札幌市内で消費者庁の福島浩彦長官や消費者委員会の松本恒雄委員長、(社)北海

道消費者協会の橋本智子会長らをパネリストに「国民生活センターの在り方の見直しに係る公開シンポジウム」が開催されました。

7月25日に消費者庁と国センでまとめた「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ」（案）によると、国センの各機能（支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報、ADR等）を基本的に消費者庁に一元化し、支援相談や研修、商品テスト等は施設等機関「消費者庁国民生活センター（仮称）」として位置づけるとしています。

このほか事故の原因究明に当たる専門家による「事故調査機関」や、支援相談を担う職員が情報発信のすべての過程にかかわる「情報発信チーム（仮称）」、長官主催で問題提起を政策形成に活用・反映させる「消費者政策レビュー会議（仮称）」などの仕組みづくりを提案していま

す。

これに対し、各パネリストから「国センが消費者庁の中に入ることで外との関係がとりにくくなる」（松本委員長）、「当事者メンバーで話し合ったところで、それ以外の目線で見ないと問題点は見えてこないのでは」（橋本会長）、「一元化することは本当に有効なのか。国センの今までの機能を生かし、発展することになるのか」（適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネット北海道の道

産地情報を消費者にも7月から米トレーサビリティ法

米や米加工品の小売業者や外食業者は、平成23年7月1日から消費者に対して米の産地情報を提供することが義務付けされました。米トレーサビリティ法に基づくものです。

同法は、食用に適さない事故米の不正転売が相次いで発覚したことを受けて制定されました。すでに昨年10月1日から米の生産者は出荷記録を作成・保存し、卸売業者や製造業者へ、同じく卸売業者や製造業者も出荷記録を作成・保

尻豊理事）、「情報発信チーム（仮称）を作るといことだが、本当に機能するのか」（札幌消費者センターの黒岩恵美子所長）など、一元化への疑問や不安が寄せられました。

いずれにしても消費者行政を充実させるためには「消費者目線に立つ」「地域や相談現場との結びつきを強める」ことが大切というのが共通認識です。

「最終取りまとめ」は近々まとまる予定です。

存し、小売業者や外食業者へ、それぞれ産地情報を伝達。今回の消費者への伝達と併せ2段階に分けての施行です。これらにより、米の流通経路がたどれるようになりました。

以前から玄米や精米、もち（一部）に関してはJAS法に従った原料原産地表示が義務付けされていますが、米トレーサビリティ法により、米を使ったせんべいやだんごなどにも産地情報が記載されるようになりました。また、飲食店においても米の産地が分かるようになったので確認してみたいかがでしょうか。

ヤミ金取り立て止められる？

調査会社の勧誘に注意

Q ヤミ金からお金を借りたものの高金利で返済できず、家族や親せきにまで請求の電話が来て困っていたところ、ヤミ金の取り立てストップ活動をしているという調査会社から電話がきた。すぐに請求を止められるというので、ヤミ金の名前と電話番号を教えたところ、その直後からヤミ金からの請求電話がかかってこなくなった。数時間後、調査会社から確認の電話があったので請求電話が止まったことを伝えると、被害状況の調査書面を送るので記入するよう指示され返送した。

を今後も抑えるためには4、5万円でも入金してほしいと連絡があった。余裕がないのもう少し待ってほしいと伝えたが、後日10万円の請求電話があり、払えないでいると今度は調査会社から家族や親せきに連絡が入るようになった。これではヤミ金と変わらないので困っている。契約を解除したい。(30代 女性)

A この事例は電話勧誘販売であることから特定商取引法(特商法)が適用されます。同法では一定の事項を記載した法定書面の交付を義務付けています。交付されていない場合や不備のある場合は、クーリング・オフ期間(書面を受け取ってから8日間)を過ぎてもクーリング・オフを主張できます。また、当センターが公安委員会に確認したところ、この事業者は探偵業の届け出業者であることが判明しました。探偵業法では、契約締結前と契約締結時に調査の内容や方法等を明らかにした法定書面を交付することとされており、交付しない、あ

るいは虚偽の記載をすると、探偵業法違反となります。なお、たとえ探偵業法上の届け出を行っている正規の探偵業者であっても「返金請求」や「解約交渉」などを行う権限は与えられていません。これらの行為は弁護士法に抵触する可能性があります。調査会社から届いた書類を当センターで確認すると、会員サービス提供規約と登録書、調査依頼書とありましたが、特商法や探偵業法の法定書面とはいえないものでした。内容も説明されたものと異なり入会金や年会費が必要な会員契約となっていました。相談者にはクーリング・オフする旨、書面で通知するよう助言し、当



センターから調査会社に対し、前述のような問題を指摘しました。調査会社からは「ヤミ金に取り立てをしないようお願いしたところ、今後の請求はしないが、10万円払ってほしいと言われたので相談者に伝えていただけ。弁護士法等に抵触するような交渉はしていない。契約は解除し、今後一切の請求はしない」と回答がありました。その旨、相談者に報告するとともにヤミ金から悪質な取り立てをされた場合は、すぐに警察に相談するよう伝えました。

過去に被害に遭った人は ご用心

知らない事業者からの電話や訪問してきた事業者に「消費者トラブルを解決する」「被害金を取り戻す」などと勧誘されても、それをうのみにして契約をしてはいけません。過去に未公開株や先物取引などの消費者被害に遭った人が狙われることが多いようです。こちらから依頼をしていないのに勧誘された場合、さっぱりと断ることで。

何らかの消費者トラブルが生じた場合は、まずは最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



050-7505-0999

くらしの疑問

～テスト室への問い合わせから～

扇風機の使用期限って何ですか？

先日、扇風機を購入したところ、数日たってモーターの上に表示があるのに気づきました。そこには「設計上の標準使用期間」とあり、「4年」と記載がありました。しかも「期間を超えて使用した場合は、経年劣化による発火・けがなどの事故に至るおそれがあります」との注意が併記されていました。こんなに期限が短いものであれば購入しなかったし、販売員からも特に説明がありませんでした。この表示は何ですか。

お答え

この表示は平成21年4月から導入された長期使用製品安全表示制度に基づくものです。設計上の標準使用期間はメーカーが定める試験において算出されており、扇風機の場合は4年から12年とメーカーによってさまざまです。大手メーカーは長い傾向にあります。

従って今後は対象品目（扇風機、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビ、乾燥機能のない洗濯機）を購入する場合は、価格のみではなく、使用期間の長さも考慮することが必要です。

扇風機に限らず、異常な音や振動、におい

道立消費生活センターの商品テスト部には、道民の皆さんからテスト依頼（技術的な問い合わせも含む）が年間500件以上寄せられます。その中から身近なくらしの疑問にお答えします。



など製品の異常に気づいたときは、販売店やメーカーに問い合わせましょう。

リモコンボタンの文字がかすれた。なぜ？

テレビのリモコンボタンの文字がかすれてしまいました。インターネットで調べたところ、柑橘類の液がついた場合、そうなることもあるとありました。本当ですか。

お答え

柑橘類の皮や果肉に含まれるテルペン油（主成分リモネン）の作用により、ボタンの文字が消えたりプラスチックが溶けたりすることがあります。

テスト室で5種類の柑橘類を使い、発泡スチロール（ポリスチレン）でテストしてみました。結果、皮汁の場合、すべてが発泡スチロールを溶かす作用がありました。

ポリスチレンを含むプラスチックの場合、溶解や変色、光沢変化を起こす可能性があります。また、文字印刷の方法により作用を受けることもありますので、注意が必要です。

すべてがなるわけではありませんが、柑橘類の皮をむいた後は手洗いをしてから電気製品やリモコンに触りましょう。



扇風機についている設計上の標準使用期間



グレープフルーツの皮の汁をかけて実験

ハードディスクの録画物が消えてしまう？

地デジ化に伴い、レコーダーも地デジ対応にしなければならないと聞き、ハードディスクレコーダー(デジタル対応の録画機的一种)を購入しました。しかし、半年ほどで故障したので修理に出したところ、今までレコーダーに録画していた物はすべて消えてしまうと言われましたが…。

お答え

地デジ化に伴い、録画方式もアナログ方式(ビデオ)からデジタル方式に変わりました。ビデオテープの場合は機器が故障してもテープさえ残っていれば使えました。しかし、デジタル方式は通称ハードディスクと呼ばれる装置に、数十から数百時間の録画ができます。従ってこのハードディスクが故障するとすべての録画物が消えてしまう恐れがあります。

このため、大事な録画物はブルーレイやDVDなどにバックアップをとることをお勧めします。このほかパソコンやデジタルカメラ、携帯電話も本体に録画している場合は、同じように大切なデータを失うこともありますので、同様にバックアップをお勧めします。

ニンニクが変色！食べても大丈夫？

ニンニクを酢に漬けておいたら緑色になりました。どうして変色したのでしょうか。食べても大丈夫ですか。

お答え

ニンニクに含まれる有機イオウ化合物などが、酵素の作用などにより青緑色に変色します。すべてのニンニクがなるわけではなく、成分量の違いや収穫後の保存状態によります。食べても問題はありません。

なお、収穫直後か、休眠後の芽が動き始めたときにすりおろすと、同様の反応により青緑色に変わることもあります。



酢に漬けて変色具合をチェック。円写真の右が酢に漬けたニンニク

調べてほしいことはありませんか？

道立消費生活センターの商品テスト部では、次のようなテストを実施しています。お気軽にご利用ください。

テスト品目

食品、繊維、雑貨、家電製品など

主なテスト実施項目

●食品

- ①成分分析(水分、脂質、糖質など)
- ②品質分析(油脂の劣化、ハチミツの品質、新米・古米の簡易判別など)
- ③食品添加物(合成保存料、合成着色料、甘味料、酸化防止剤、発色剤など)
- ④重金属(カドミウム、鉛、鉄など)
- ⑤残留農薬

●繊維製品

- ①繊維の組成鑑別(綿、ウールなど)

- ②染色堅ろう度(色落ちなど)
- ③加工処理剤(ホルムアルデヒドなど)

●家庭機器

- ①安全性(異常過熱、漏電など)
- ②消費電力量(電気代)
- ③軟エックス線解析(非破壊での検査)
- ④蛍光エックス線分析(金属の分析)
- ⑤排ガス測定(CO、CO₂)

●雑貨

- ①品質分析(鍋類、プラスチック容器など)
- ②材質試験(合成樹脂、金属など)
- ③溶出試験(陶磁器、合成樹脂など)

※テストの依頼内容については事前に商品テスト部へお問い合わせください。なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



日 時	内容(講師)
9月21日(水) 13:00~ 15:00	もしも、災害にあったら!? ~防災に備えるものや日頃の心構えを学ぶ~(札幌市危機管理対策室)
10月19日(水) 13:00~ 15:00	化粧品の賢い使い方~化粧品によるトラブルを防ぐために~(日本化粧品工業連合会)
11月18日(金) 18:00~ 20:00	家電の疑問に答えます!~家電製品の苦情事例から~(道立消費生活センター商品テスト部部长)

当センターは消費生活に関する問題や話題を取り上げる無料の公開講座をセンターの「くらしの教室」で開いています。9月以降の日程や内容は表を参照してください。申し込み、問い合わせは啓発部へ。

くらしのセミナー

当センターと札幌弁護士会の共催で、特別相談「買取りトラブル110番」投資商品・中古車・貴金属」を9月10日(土)に実施します。特設電話 ☎011・222・6507」による無料相談で、時間は午前10時から午後3時まで。

011-222-6507
110番
トラブル

見学しませんか?!

当センターには、食品の成分や商品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく解説した展示室「くらしの広場」があり、随時見学を受け付けています。見学のほかにも消費生活講座や衣・食の体験学習の実施も可能です。学校や福祉団体、町内会などの研修メニューに加えてみては。内容等は相談に応じます。申し込み、問い合わせは当センター啓発部へ。

事前の申し込みが不要な「フリー見学会」も開いています。DVD上映やテスト室などの見学からなる約1時間半のメニュー。DVDの上映内容は次の通り。いずれも午後1時から。

▽9月14日(水)「知りたいけど聞けなかったお金の話」全国銀行協会
▽10月12日(水)「消費者センスを身につけよう」消費者庁▽11月9日(水)「DVDで学ぶークレジットカード」社団法人日本クレジット協会

食品表示を学ぶセミナー (道主催)

テーマ、講師は「食のリスク学」中西進子氏(独立行政法人 産業技術総合研究所フェロー)、日時、場所は10月7日午前10時、オホーツク・文化交流センター(網走市北2西3)。無料。申し込みは道協会アスト部へ。☎011・221・4217。10月3日締め切り。

9月に50周年記念大会

当センターの指定管理者となつている(社)北海道消費者協会は今年11月に創立50周年を迎えます。9月9日に開く北海道消費者大会を記念大会と位置づけ、記念講演などを開きます。ぜひご参加ください。

記念講演の講師は、日本消費者教育学会会長の西村隆男氏(横浜国立大学教授。続くパネルディスカッションは「これからの消費者活動」と題して、パネリストに西村氏のほか、

教えて! ネットワーク vol. 4

Q 「消費者被害防止ネットワーク」を設立するにはどうすればよいのですか?

A まず地域の関連団体、例えば社会福祉協議会や包括支援センター、老人クラブ連合会などに「作りませんか」と声を掛けてみましょう。地元で消費者協会があれば、そちらに声を掛けてみましょう。

いくつかの団体の合意があれば、それから総合振興局・振興局や、市町村役場の消費生活担当窓口で相談してみましょう。

全国消費者協会連合会会長の中村年春氏(大東文化大教授)らを招きます。会場は、かである2・7(札幌市中央区北2西7)、時間は午前10時から午後4時20分まで。

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟2階
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210

当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。